

平成 26 年 6 月 27 日

震災対策の推進に関する行政評価・監視
－災害応急対策を中心として－
＜結果に基づく勧告＞

総務省では、実効ある震災対策の推進を図る観点から、東日本大震災における災害応急対策の実施状況や今後の震災に備えた災害応急対策の検討状況を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局

復興、総務、国土交通担当評価監視官室

担 当：渡邊、福井

電話（直通）：03-5253-5454

F A X：03-5253-5457

E - m a i l：https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h26.html

震災対策の推進に関する行政評価・監視 ～災害応急対策を中心として～

勧告(概要)

勧告日:平成26年6月27日

勧告先:内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省

背景

- 東日本大震災では、未曾有の大災害として広域・甚大な被害が発生
- 災害応急対策は、直接、国民の人命にも関わるものであるが、多数の教訓あり
- 首都直下地震、南海トラフ巨大地震の発生が懸念
- 我が国のどこでも地震が発生し得るものとして、備えを万全にする必要

東日本大震災の教訓を踏まえた災害応急対策の充実・強化は、全国的な喫緊の課題

東日本大震災の教訓等

- ①被災地方公共団体への多数の職員の派遣や広域的な避難などが発生
- ②被災地方公共団体の自助努力では、物資の調達困難、燃料の供給途絶が発生
- ③福祉避難所を開設できなかった市町村あり、応急仮設住宅の建設用地の確保が難航

災害対策基本法・防災基本計画の改正等

主な調査結果

- ①応援計画・受援計画や広域避難の手順等についての検討が進んでいない。
- ②国が物資や燃料の調達・供給を行う場合の地方公共団体が果たすべき役割が不明確で、受入体制の検討が進んでいない。
- ③福祉避難所の人材や、応急仮設住宅の建設用地の確保について、広域的な支援体制が不十分

主な勧告事項

- ①地方公共団体の広域的な協力体制の構築への支援
- ②地方公共団体が行う事項の明確化
- ③都道府県による市町村への支援

震災対策の一層の推進

① 地方公共団体の広域的な協力体制の構築

勧告①

(結果報告書p304～309)

地方公共団体の広域的な協力体制の構築への支援

【支援の内容】

- ・ 全国知事会の広域応援体制の検討への助言
- ・ 市町村における策定に向け検討結果の提示

その際、電子化による情報の共有化に留意

【内閣府、総務省(消防庁)】

【教訓等】

被災地方公共団体への多数の職員の派遣や広域的な避難などが発生
地方公共団体間の応援に関する仕組みや広域避難を想定した備えが必要

調査結果①

(結果報告書p36～55、157～175)

応援計画・受援計画や広域避難の手順等の検討が進んでいない。

<応援計画等の策定状況>

| | | |
|-----------------|-----------------|----------------|
| (i) 応援計画 | 11/29都道府県 (約4割) | 11/168市町 (1割弱) |
| (ii) 受援計画 | 12/29都道府県 (約4割) | 19/168市町 (1割強) |
| (iii) 広域避難に係る手順 | 6/29都道府県 (約2割) | 4/168市町 (2%) |

※地方公共団体からは、盛り込むべき内容を地方公共団体間で整合性のあるものとすべきであるとの意見あり

※職員の派遣や物資の提供など人的・物的両面にわたる応援・受援が迅速に行われるよう、電子化やクラウドの活用による情報の共有化を推進することが重要

【原因等】

- ・ 広域的な応援・受援や避難について、全国共通の具体的な運用方法・役割分担が未確立
- ・ 現在、全国知事会において、内閣府・消防庁が参加し、全国規模の広域的な応援について、その支援内容・方法等のルール化・標準化を検討中

② 地方公共団体における物資・燃料の調達、供給体制の整備への支援の実施

【教訓等】

被災地方公共団体の自助努力では、物資の調達が困難。燃料の供給途絶が発生。

「プッシュ型」支援※の体制を整備する必要

※プッシュ型支援：被災地からの要請がなくても、国や他の地方公共団体が物資を確保し、被災地に輸送するもの

(結果報告書p195～255)

勧告②

(結果報告書p304～309)

地方公共団体が行うべき事項の明確化

【明確化の内容】

- ・ 国の支援スキーム
- ・ 受入側としての検討事項

【内閣府】

物資の調達・供給

【内閣府、経済産業省】

燃料の調達・供給

調査結果②

受入体制の検討が進んでいない。(国による物資・燃料の調達・供給)

<物資の調達・供給>

◎物資集積拠点に関する検討状況

(i) 物資集積拠点選定済 23/29都道府県 (約8割) 133/168市町 (約8割)

(ii) 同拠点の管理・運営に関する

民間事業者との協定締結済 19/23都道府県 (約8割) 10/133市町 (1割弱)

※地方公共団体からは、国による物資の調達・供給について、受入側としてどのような検討をしておけばよいか分からないとの意見あり

<燃料の調達・供給>

◎石油販売事業者との協定を締結済

26/29都道府県 (約9割) 93/168市町 (約6割)

※地方公共団体からは、国による燃料の調達・供給(石油備蓄法改正による支援のスキーム)について、受入側としてどのような検討をしておけばよいか分からないとの意見あり

【原因】

国による支援のスキームや受入側として対応すべき事項を明確にしていない。

③ 福祉避難所の人材及び応急仮設住宅の建設用地の確保の推進

【教訓等】福祉避難所を開設できなかった市町村あり
応急仮設住宅の建設用地の確保が難航
都道府県による介護職員等の派遣体制の整備や用地選定の調整が必要

勧告③

(結果報告書p304～309)

都道府県による市町村への支援

【都道府県に対する助言内容】

- ・市町村への積極的な支援の要請
- ・広域的な支援事例の提供

【厚生労働省】

福祉避難所の人材の確保

【内閣府】

応急仮設住宅の建設用地の確保

調査結果③

(結果報告書p139～156、176～194)

広域的な支援体制が不十分 (福祉避難所の人材、応急仮設住宅の建設用地の確保)

<福祉避難所>

- ◎福祉避難所を指定し、社会福祉施設と協定等を締結済 84/168市町 (5割)
※市町では、実際の災害時に、必要な福祉避難所を開設し人材を確保できるか不安視し、
広域的な支援を求める意見あり
- ◎介護職員等の派遣体制を整備しているもの 7/29都道府県(約2割)

【原因】

都道府県では、福祉避難所の運営は市町村の役割とするなど、広域的な対応の認識が不十分

<応急仮設住宅>

- ◎被害想定に基づく必要戸数の建設用地を確保済 41/168市町 (約2割)
※市町からは、被災地での取組や先進事例の提供、用地確保に当たっての都道府県による
広域的な支援を求める意見あり
※都道府県では、建設用地の情報をデータベース化し市町村と共有している等の例あり